

八千代市コミュニティバス時刻表等有料広告要領

(趣旨)

第1条 この要領は、八千代市コミュニティバス時刻表等に掲載する広告（以下「広告」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(広告内容等の制限)

第2条 広告は、八千代市有料広告取扱要綱（以下「要綱」という。）第2条及び八千代市広告掲載基準（以下「基準」という。）に定めるもののほか、広告として適当でないと市長が認めるものについては掲載しない。

(広告掲載料)

第3条 広告掲載料は、市長が別に定める。

(広告の規格、数量及び掲載時期)

第4条 広告の規格、数量及び掲載時期は、市長が別に定める。

(広告の申込み)

第5条 広告の掲載を希望する者は、市長が別に定める日までに、八千代市広告掲載申込書（要綱第1号様式。）に必要な書類を添えて市長に提出するものとする。

(広告原稿の提出等)

第6条 広告掲載の決定を受けたもの（以下「広告主」という。）は、市長が別に定める日までに、市に広告の原稿を提出しなければならない。

(広告内容等の変更及び修正)

第7条 広告主は、前条の規定により提出した広告の原稿を原則として変更及び修正することはできないものとする。ただし、市長がやむを得ないと認めるときは、この限りではない。

(広告主の責務)

第8条 広告主は、以下の各項に規定する責務を負うものとする。

- 2 広告主は、掲載された広告に起因して市または第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償する義務を負う。
- 3 広告主の責に帰すべき事由により広告の掲載を中止するときは、これに伴う費用は広告主が負う。

(協議)

第9条 この要領に定めのない事項について疑義が生じたときは、要綱及び基準によるほか、市と広告主が誠意をもって協議し、解決を図るものとする。

(その他)

第10条 この要領に定めるもののほか、広告の取扱いに関して必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、平成27年 6月22日から施行する。